

副本

平成24年(ワ)第328号, 平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野 進 外124名

被告 北陸電力株式会社

令和5年12月11日

証拠説明書(B号証)

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

山 内 喜



同

春 原



同

江 口 正 夫



同

池 田 秀 雄



同

長 原 悟



同

八 木 宏



同

川 島 慶



上記事件について、被告は下記のとおり、被告提出の乙B号証の内容及び立証趣旨を明らかにする。

なお、略語は平成24年9月26日付け答弁書の例による。

## 記

### 乙B第171号証

証拠の標目	鉍物脈法による断層活動性評価について (原子力規制委員会ウェブサイト <a href="https://www.nra.go.jp/data/000164213.pdf">https://www.nra.go.jp/data/000164213.pdf</a> よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成28年9月12日
作成者	石渡明
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、平成28年9月12日に開催された日本地質学会東京大会において、原子力規制委員会の石渡明委員が講演した資料である。</p> <p>本書証によって、鉍物脈法とは、新規制基準に定められた、断層と鉍物脈等との接触関係を解析する手法であり、具体的には、「断層面と鉍物脈の交差関係」を評価指標とするものであり、断層内のせん断構造と交差（横断）している鉍物脈について、当該鉍物脈が後期更新世より古い時代に形成されたこと及び当該鉍物脈が断層により変位・変形していないことが確認できれば、当該断層は後期更新世以降活動していないと評価する手法であること（準備書面(34)第3の1(3)ア</p>

	(21頁)を明らかにする。
--	---------------

乙B第172号証

証拠の標目	<p>浜岡原子力発電所 敷地の地質・地質構造（コメント回答）（抜粋）</p> <p>（原子力規制委員会ウェブサイト  <a href="https://www2.nra.go.jp/data/000384029.pdf">https://www2.nra.go.jp/data/000384029.pdf</a>  よりダウンロード）</p> <p>[表紙，60ないし62頁]</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和4年3月18日
作成者	中部電力株式会社
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は，令和4年3月18日に開催された第1035回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合において，中部電力株式会社が提出した資料である。</p> <p>本書証によって，敷地内断層の活動性評価に当たって，評価の対象とする代表的な断層を選定することは，他の発電所の新規制基準適合性審査においても行われているプロセスであること（準備書面(34)第3の2(1)（32頁）：本書証61，62頁）を明らかにする。</p>

乙B第173号証

証拠の標目	<p>大間原子力発電所 敷地の地質・地質構造（コメント回答 その14）（抜粋）</p> <p>（原子力規制委員会ウェブサイト  <a href="https://www2.nra.go.jp/disclosure/committee/youushikisya/tekigousei/power_plants/200000399.html">https://www2.nra.go.jp/disclosure/committee/youushikisya/tekigousei/power_plants/200000399.html</a>  よりダウンロード）</p> <p>[表紙, 3-12, 3-13頁]</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和4年4月22日
作成者	電源開発株式会社
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、令和4年4月22日に開催された第1043回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合において、電源開発株式会社が提出した資料である。</p> <p>本書証によって、敷地内断層の活動性評価に当たって、評価の対象とする代表的な断層を選定することは、他の発電所の新規制基準適合性審査においても行われているプロセスであること（準備書面(34)第3の2(1)（32頁）：本書証3-12, 3-13頁）を明らかにする。</p>

## 乙B第174号証

証拠の標目	「電気新聞」平成30年5月21日（抜粋）
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成30年5月21日
作成者	日本電気協会新聞部
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、東北電力東通原子力発電所の新規制基準適合性審査に関する新聞記事である。</p> <p>本書証によって、東北電力東通原子力発電所については、平成27年3月25日付けで、敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合による評価書において、耐震安全上重要な施設の直下にあるf-1断層及び原子炉建屋直下にあるf-2断層について、いずれも「将来活動する可能性のある断層等」に該当する可能性が否定されていなかったが、f-2断層については平成29年3月17日に開催された第454回審査会合において、f-1断層については平成30年5月18日に開催された第573回審査会合において、いずれも「将来活動する可能性のある断層等」には該当しないとして、有識者会合による評価書とは異なった判断が、原子力規制委員会から示されていること（準備書面(34)第7の4（103頁））を明らかにする。</p>

## 乙B第175号証

証拠の標目	「電気新聞」平成30年5月23日（抜粋）
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成30年5月23日
作成者	日本電気協会新聞部
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、東北電力東通原子力発電所の新規制基準適合性審査に関する新聞記事である。</p> <p>本書証によって、東北電力東通原子力発電所については、平成27年3月25日付けで、敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合による評価書において、耐震安全上重要な施設の直下にあるf-1断層及び原子炉建屋直下にあるf-2断層について、いずれも「将来活動する可能性のある断層等」に該当する可能性が否定されていなかったが、f-2断層については平成29年3月17日に開催された第454回審査会合において、f-1断層については平成30年5月18日に開催された第573回審査会合において、いずれも「将来活動する可能性のある断層等」には該当しないとして、有識者会合による評価書とは異なった判断が、原子力規制委員会から示されていること（準備書面(34)第7の4（103頁））を明らかにする。</p>

## 乙B第176号証

証拠の標目	エネコン通信46 (WILL2018年8月号所収) [318, 319頁, 奥付]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成30年8月1日
作成者	日本エネルギー会議
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、東北電力東通原子力発電所の新規制基準適合性審査に関する雑誌記事である。</p> <p>本書証によって、東北電力東通原子力発電所については、平成27年3月25日付けで、敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合による評価書において、耐震安全上重要な施設の直下にあるf-1断層及び原子炉建屋直下にあるf-2断層について、いずれも「将来活動する可能性のある断層等」に該当する可能性が否定されていなかったが、f-2断層については平成29年3月17日に開催された第454回審査会合において、f-1断層については平成30年5月18日に開催された第573回審査会合において、いずれも「将来活動する可能性のある断層等」には該当しないとして、有識者会合による評価書とは異なった判断が、原子力規制委員会から示されていること（準備書面(34)第7の4(103頁)：本書証318, 319頁)を明らかにする。</p>